

●要介護（支援）認定の手続きの流れ

① 相談：福祉課(包括支援センター)窓口

② 申請：福祉課窓口（本人や家族など）

③ 訪問調査
(町職員が自宅や病院等へ
訪問し聞き取り調査)

④ 主治医意見書
(かかりつけの主治医に
町が依頼し作成してもらう)

⑤ 要介護（支援）審査

⑥ 認定結果通知（原則、申請から30日以内に通知）

⑦ 要介護・要支援認定

⑧ 非該当（自立）

介護（予防）サービスの利用へ

一般介護予防事業の利用へ

- 出張予防教室
- 健康体操教室
- ころぼん教室
- 脳トレ教室
- ミニデイサービス など